

第 3 日

1. 令和4年9月5日午前10時00分招集
2. 令和4年9月7日午前10時00分開会
3. 令和4年9月7日午後4時12分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 亀崎清貴	2番 千々岩 繁	3番 木原泰代
4番 荒木宏太	5番 白木 淳	6番 齊木幸男
7番 坂本敏彦	8番 竹下周三	9番 秋丸要一
10番 笹渕賢吾	11番 蒲池恭一	12番 高木洋一郎

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	有働和明	書記	鴨川奈々
-------	------	----	------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石原佳幸	教 育 長	米田加奈美
総 務 課 長	石原康司	総合支所長兼農林振興課長兼住民課長	中嶋光浩
建 設 課 長	中嶋啓晴	税務住民課長	松尾 修
まちづくり推進課長	坂口圭介	保健子ども課長	宇野貴子
福 祉 課 長	樋口幸広	商工観光課長	中原寿郎
学校教育課長	下津隆晴	農林振興課長兼農業委員会事務局長	上原克彦
社会教育課長	池上圭造	特養施設長	前 渕 康 彦
病院事務部長	高木浩昭	会 計 管 理 者	大山和説

12. 議事日程

追加日程第1 竹下周三議員に対する懲罰動議の件

日程第1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 動議を提出します。

竹下周三議員に対する懲罰動議を、令和4年9月7日、地方自治法第135条に基づき、懲罰動議を提出します。

発議者、和水町議会議員、齊木幸男外4名、合計5名です。

○議長（高木洋一郎君） 御報告申し上げます。

ただいま、6 番 齊木幸男議員から、外4名から地方自治法第135条第2項の規定によって、竹下周三君に対する懲罰の動議が提出されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時50分

○6 番（齊木幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

先ほど提出されました懲罰動議を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時58分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 竹下周三議員に対する懲罰の動議の件

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第1 竹下周三君に対する懲罰の動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、竹下周三君の退場を求めます。

（竹下周三議員 退場）

鍵の確認

○議長（高木洋一郎君） これより、動議提出者の説明を求めます。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 改めましてこんにちは、6 番議員齊木幸男です。

動議を提出しましたので、動議の文面を読み上げます。

和水町議会議員 高木洋一郎様。

竹下周三議員に対する懲罰動議。

令和4年第3回定例会一般質問9月5日開催の際、竹下周三議員は、和水町町長 石原佳幸氏に対し、・・・・・・・・・・意味の発言をした。このことは、まさに和水町町長 石原佳幸氏を・・・・・・・・・・する行為です。発言者は、発言は齊木幸男議員が高木洋一郎議長に報告し、本人が発言を取消しの申出を行い、翌日の9月6日の議会で発言は取り消されたが、その後も反省の態度はない。和水町町長に対し、和水町議会議員が・・・振るうと、議場で行われた一般質問の中で発言するなどあってはならない行為です。これは、公人の町長を・・する行為です。議会議員また一般人としても絶対に行ってはならないことです。全国どの議会においても議場で発言されたこの言葉は許されるものではない。もちろん、和水町議会においても許さる発言ではなく、また議会を・・する行為に当たります。

地方自治法第132条に定める無礼の言葉に該当し、議会の品位を戒めるものです。よって、令和4年9月7日、地方自治法第135条に基づき、懲罰動議を提出します。

発議者、和水町議会議員 齊木幸男。

同議会議員 荒木宏太、同 秋丸要一、同 千々岩 繁、同 笹渕賢吾。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） なお、竹下周三議員から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出がっております。

お諮ります。

これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

竹下周三議員の入場を許可します。

（竹下周三議員 入場）

○議長（高木洋一郎君）

8番 竹下周三君

竹下議員に、一身上の弁明を許します。

○8番（竹下周三君） 8番の竹下周三でございます。

本日は、本議会の一般定例質問の2日目ということで、このような私個人の発言によりまして、このような時間の延滞、皆さんも待たせて大事な時間をこのような、本当に私の不手際でこういう状況になっておりますことをおわび申し上げたいと思います。

私は今、説明があったかと思いますが、齊木議員のほうから説明があったと思いますが、それを拒否するとか弁明するつもりはございませんけれども、皆様に当日の状況を聞いていただいて、この状況がどういう流れでこういう言葉が出てきたのかということをやっと朗読といいますか、私が申し上げた私も、今日、今先ほどテープでチェックするまで一言一句間違いなくは説明ができませんでしたので、そこをやっと読ませていただきます。

5日の質問に関しましては、これは八つ神様の問題ということでございまして、当時、現場に行かれましたかという僕の質問に対して、町長は随分行ってないということの流れを受けて、ここからは私が言ったことをそのままここで皆さんに聞いていただきたいと思います。

その頃から今の現状を見て、確かに命の神様であったり目の神様、何か所に関してはすばらしく地元の協力をいただいてきれいにしてあるというのももちろんあります。けれども二、三か所につきましては現状が、先ほど町長は数か月前にしか行ってないということを受けての続きです。これもそのまま読み上げます。町長が昨日行ってきましたって言いなはんならば、・・・・・・いうぐらいにびっくりするような状況ですと、これはそのままです。ですから、訂正の案件を提出したときもあまり詳しく、この内容の詳しくは書きませんでしたので取り消したい発言ということで、・・・・・・ということにそこだけ書いておりましたけれども、現実的に私が本当に執行部であったり・・・・・・ぞって言うたつであるならば、これは私はもう全て何も申し上げることはございませんけれども、現実は今申し上げたとおりにはたの状況が悲惨であったということで、それを昨日行った、何回も申し上げますが・・・・・・いうぐらいにびっくりするような状況であったというふうに伝えたわけでございます。この言葉の内容は、確かに皆さんから御指摘をいただくように言葉は悪い言葉でございます。けれども、私が町長であったり執行部であったりを指摘して軽んじるとかそういうような意味でそういうことを申し上げたことは断じてございません。この辺は私の、私こういう言い訳をするつもりは今日はなかったんですけども、先ほどの説明の中にも石原、これは高木議長のほうに懲罰動議の中で載っておりますように、竹下周三議員は和水町町長 石原佳幸氏に対して・・・・・・と発言したというふうに書いてここだけを酌み取るならば、それは確かに言語道断でございます。私は、表現は表現として許されんと思いますけども私の本当に発した言葉というのはそこで終わる話ではないと、それぐらいの状況だったということをはっきりここでおっしゃるので、皆さんもその辺を考えに入れていただいて判断をしていただければと思います。

どっちにしましても私が発した言葉の原因は私の日頃の言葉遣いの悪さ、日頃の態度、これはもちろん反省をするべきところはしっかり反省をしていきたいというふうに思いますけれども、真意は私は和水町のためにみんなで改善していきましょうという心の中から出てきた、私勝手に言わせてもらえるならばフレンドリーにソフトタッチを、肩たたきをしたという意味で僕は申し上げたと思います。

その日のその直後に、すぐ町長は僕のところにおいでいただきました。「竹下さん、さっき言いよんなはったつはどがんなつと」とって僕の携帯を見にこられました。それを見ても、僕はさっきすみませんでしたとも言いませんでしたけれども、僕の気持ちが伝わっていると確信しております。私の弁護ばかりで申し訳ないんですけども、こういう状況で私の常々の言動を御指導いただいたということには、皆さんには感謝をしたいと思います。

それとやはり、先ほども申し上げましたようにこの貴重な一般質問の時間を私一人のために御迷惑かけたことは本当におわびしたいと思います。

どうもすみませんでした。

○議長（高木洋一郎君） ここで、竹下周三議員の退場をお願いします。

（竹下周三議員 退場）

鍵の確認

○議長（高木洋一郎君） 動議提出者の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 1 番議員 亀崎でございます。

先ほど、齊木議員のほうから懲罰動議のほうが出されまして、その後、先ほど竹下周三議員のほうから弁解といいますか、一般質問の内容につきまして御発言がございました。

確かに、先ほど竹下議員が言われるように、この・・・・・・というふうな文面だけ見れば、非常に・・・な発言なのかなというふうに捉えられます。そして、ですが私も一般質問、当日伺ってございましたけどもその前後の発言等から見ますと、竹下議員が石原町長を・・にいくとかそういうことではなく、8つの神様の今荒れている状況を見て発言がふいに出てしまったというふうに感じます。

そういった中で質問させていただきますけども、齊木議員に御質問させていただいてよろしいんですかね。

○議長（高木洋一郎君） ちょっと待ってください。質疑ですので、質問ではありませんので答弁はありません。

○1 番（亀崎清貴君） 答弁ないんですね、分かりました。

○議長（高木洋一郎君） 一問一答で3回まで、じゃあ先ほどの質問。

○1 番（亀崎清貴君） それでは、私のほうより発議者、齊木議員のほうに質問をさせていただきます。

先ほど竹下議員が弁明、発言をされました。そういった中で私の思いも、気持ちも御説明をさせていただいてところでございますけども、この懲罰動議の中段、和水町議会議員が・・・・・・、議場で行われた一般質問の発言というふうに記載されてますけども、私はこの懲罰動議のこの文面、ちょっと書き過ぎかなというふうに思う次第でございますけども、発議者であります齊木議員に御質問させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番議員 齊木幸男です。今の質疑に対してお答えさせていただきます。

この場は、和水町的意思最高決定機関和水町町議会です。この場で発言された言葉は大変重い、この文面はまだ書き足りないぐらいです。私は、和水町町民から直接選挙をいただき、議会議員に当選しました誇りを持って、また誠実に仕事をしているつもりです。この神聖な議場と私は思っております。また、日本全国町村議会、市議会、県議会、国会、この言葉は発せられたらどうなるでしょうか、許される言葉では全くありません。私はそう理解しておりますので、この動議を提出いたしました。今の質疑の答えにさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 齊木議員、答弁ありがとうございます。

地方議員、国会議員、こういうふうな発言をなされるといけないというふうな先ほど御回答をいただきましたけども、地方自治法におきましては国会議員の立場、それから地方議員の立場におきましては法律によってその定めがございます。

国会議員は、議場及び委員会の席上において発言することに対しては、それを法律によってカバーするようになっております。しかし、その権限は地方議員には与えられておりません。まずそれを申し添えておきます。

この懲罰動議の中で、町長に御質問させていただきますけども、公人の町長を・・する行為であると。

○議長（高木洋一郎君） 亀崎議員、提出者に対する質疑です。

○1 番（亀崎清貴君） そうですか、申し訳ございません。では、結構でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑ありませんか。

11 番 蒲池君

○11 番（蒲池恭一君） 竹下周三議員に対する懲罰動議に対して、発議者に対して質問させていただきます。

ただ、今亀崎議員の中で議長は答弁を町長にする答弁はさせませんでしたけども、当事者である石原町長に対する・・・・・・するという文言があります。それに対して僕はこの質問を受けさせていただきたいと思いますけども、町長自身がこのように捉えたのか捉えてなかったのか、それに対しては答弁を許していただきたいと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 今の会議。

○11 番（蒲池恭一君） よかと言いなんなら。

○議長（高木洋一郎君） 今の会議の内容は動議、提出者の説明に対する質疑でありますので、質疑は動議提出者に限りしたいと思います。また町長を、お考えをお聞きになりたいというのであれば、この後、設置される懲罰委員会でお聞きになって御判断いただければと私は考えておりますがよろしいでしょうか。

○11 番（蒲池恭一君） 先ほど弁明が竹下議員からありました。最初の流れの中で、私はずっと聞いてましたけどもはたがあまりにもお粗末だというような中で、町長が昨日行ってきましたって言いなはるなら頭が・・・・・・ねっていうくらいにびっくりするような状況だったということです。これが齊木議員は・・・・・・行為だと思われるのか。

それと昨日、発言の訂正をされたにもかかわらず、それがその後も反省の態度がないと書かれてますけどそれはどういうところなのか。確かに・・・・・・、そのようにも感じられたんでしょうね。町長を・・する行為とありますけども、これが本当に・・・・・・っていうくらいにびっくりするような状況だったということまでちゃんと議事録を調べてこの発議をされたのか、3 点についてお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。3 点質問がありましたので間違わないように、間違ったときには御指摘ください。

この文面にあるとおり、私はその内容を聞いておりまして私が考えて感じたところはここに書いてあるとおり、・・・・・・と私は理解しました。

あと 1 点は何だったですかね。

○11 番（蒲池恭一君） 反省がない。

○6 番（齊木幸男君） 反省がない態度は、私はそう感じております。

○11 番（蒲池恭一君） どういうところですか。

○6 番（齊木幸男君） あと 1 点何だったですかね。

○議長（高木洋一郎君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前・時・分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。

現時点では、議事録は見えておりません。私がここで聞き取った内容で理解しておりますし、私の今手元にある令和 4 年 9 月 5 日付、発言取消し書、取り消したい発言、・・・・・・、この議会規則 64 条の規定により、竹下周三議員が申し出られた申出書、ここに書いてある字は確実に理解してますが、繰り返しになりますはまだ私は議事録の録音を聞いたりとか前後を読んでおりません。今のところは私が聞き取ったところ、そして今、手元にある発言取消し申出書に取り消したい発言、・・・・・・、ここだけは確実に確認しておりますが、あとは私が理解して考えてるところだけです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

11 番 蒲池君

○11 番（蒲池恭一君） 蒲池恭一です。

議事録も見ないで発議を出すなんか、それこそ議会の冒瀆してるんじゃないでしょうか。それに対してお答えしていただきたいと思います。

そしてその後の反省の態度がないということは、この取消しをされたことが反省されたことじゃないのかということです。が 2 点目ですね。

それともう一つです。町長自体は竹下議員が、私もずっと聞いてましたけど言葉の発言の・・・・・・っていうくらいにびっくりするような状況だったって言うと、例え方が悪いねと

いうとは僕も思いました、実は。議場の場でそういう発言の仕方はいかんかなと思いましたが、田舎弁っていうか竹下議員の言葉の中でこの状況だったということを伝えたかったんだなって思いながら私も聞いたところですよ。それについて、お答えしていただきたいと思います。3回までオーケーですよ、議長。

○議長（高木洋一郎君） 1番目が議事録を確認せずに動議を出された理由、それから2つ目が反省をしていないと言われるけれどもどこを見て反省してないと思われるのか、それと竹下議員はその荒れた状況を伝える表現として使われたということについてどう思うかという御質問です。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番 齊木幸男です。

1番目の質問でございます。この動議は発言から3日以内に出さなければいけないと地方自治法に書いてありますので、本日が期限の3日ですので今日提出しました。

そして、議事録に関しては私が動議を出した後、議会運営委員会ですかそれが開かれまして、その場で録音を確認されて今竹下議員はそれを読み上げられたわけですが、私のところは、竹下議員も今日録音を文字起こしして読まれたわけですが、でも、その文字起こした文面とか録音内容のものは私のところにまだ来てませんので、議事録は確認してません。

繰り返しになりますが、私はここに座って竹下議員が一般質問されたところを私の耳で聞き取って理解したところで出しております。

反省の内容がないというのは、私は反省の内容がないというふうに感じておりますので反省はないというふうに書いております。

3番目は何だったですかね。

○議長（高木洋一郎君） 2つ目が、反省をしていないと思うのはどういうことを見ておっしゃったのかという質問でした。

○6番（齊木幸男君） それはもう、私は出席させていただいて私が見て感じたら反省がないというふうに私は感じております。

○議長（高木洋一郎君） それから3つ目は状況を伝えたか、文面っちゅうか話の内容は状況を伝えたかった思いで発せられた言葉だと思うが、それをどう思うかという質問でした。

○6番（齊木幸男君） そこは私も議事録をしっかりと確認してお答えしたいと思いますが、今のところは私が聞き取った中では、先ほど竹下周三議員が弁明された内容のとおりというふうに理解しておりますが、ここにありますとおり発言取消し申出書ですね、・・・・・・・・・・、自分が発言が悪いということで発言内容を取り消してるわけですから、もしも正しい発言なら取り消す必要はありません、出す必要もありません、拒否してください。しかし、出されてこの議場でそれが皆さん異議なしということで採択されたわけですから、おかしい言葉に間違いはありません。私はそう思っておりますので動議を出させていただきました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

3回目です。蒲池議員。

○11番（蒲池恭一君） 発議者の齊木議員におかれましては、せめて発議を出されるのであるならば、議会事務局に聞きにいけば議事録はしっかり取れるわけでございます。ちゃんとした発言がどういうふうになされたのか、それをしっかりと発議をされなければ、それこそ議会の品格をガッパルじゃないでしょうか。希少な時間でございます。今日、私も午前中に一般質問する予定でありましたけども、坂本議員もですけども、そして傍聴席の皆さん方も一般質問をわざわざお忙しい中にもかかわらず足を運んでいただいているにもかかわらず、このような状況の中で発言をするこそが私は議員としての品格が問われるのではないだろうかと思うわけでございます。

いま一度お聞きします。その後の反省の態度もないということは、改めて聞きますけどどういふところにどういふふうに使われたのか、いま一度先ほどの弁明、これ議事録を起こしていただいた、町長が昨日行ってきました言いなはるなら、・・・・・・・・・・っていうくらいにびっくりするような状況だったということなんですよ。確かに、発言の・・・・・・・・・・っていうそこだけを取れば、やっぱり議場で言うべきじゃないなということは私も思います。しかしながら、びっくりするような状況だったということをしっかり頭にいただいて、わざわざこういう時間を設ける必要があるのか、それを含めて答弁いただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） お聞きになってたかと思うんですが、要は反省の態度が見えないというところをどういふところを見てそうお考えなのかという質問ですから、質疑者の発言はしっかり自分でまとめて聞いていただきたいと思います。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番 齊木幸男です。

繰り返しになりますが、私は反省はないというふうに感じております。

もう一点は、動議はこの地方自治法の規定といいますか決まり、これに沿って私は出しております。もしも間違いがあるなら直しますし訂正はし直しますが、こうやって議事が進行してるということは私が動議を出して皆さんお話をいただいているということは、この地方自治法に合っているからこういう議事が進行してるということで、私は全く間違っただけをやってるとは思いません。正しい動議を出して議事が進行してるというふうに思っておりますので、全くここに書いてありますとおり、町長の・・・・・・・・・・というこの発言取消しを、これは正しいものだと思いますがどう見ても日本全国通用するものではありません、一般人でも通用しません。本当に失礼な言葉で汚い言葉かもしれませんが、学校の校長先生に・・・・・・・・・・とか、もしくは自分の会社の社長に・・・・・・・・・・ぞとか言ったら、その社員の方、生徒さんはどうなりますか。今のは冗談でしたでは済みません。その場が教室であつたりオフィスであつたらもっとでしょう。そしてここは和水町の意味最高決定機関和水町町議会の場でございます。そしてドアを見てください、鍵がかかってます。何で鍵がかかるか、もう説明する必要はないでしょう。ここは和水町の意味最高決定機関、神聖な和水町町議会であります。そのここに書いてある町長の・・・・・・・・・・、こんな不適切な発言があつた、動議を出すのは私は町議会議員の仕事であるし、もしも出さなかったら町民に対して大変失礼なことをしてるのではないかというふうに思っております。

繰り返しになりますが、間違っただけはしております。すみません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（蒲池恭一君） 齊木議員、私の質疑に対して答弁がないです。齊木議員の。

休憩入れてもらっていいですか。

○議長（高木洋一郎君） もう一度答弁をお願いしたんですが、反省の状況が見られないということだったですね、それを状況を伝えたかった、ちょっと休憩します。

休憩 午前・時・分

再開 午前・時・分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番 齊木です。お答えいたします。

繰り返しになりますが、数字の1とか2ではないので私は反省がないというふうに感じてるので、反省がないというのは私の感じてるところですので1とか0とかこれは本人の私の気持ちですから表しようがないですし、私は本当に反省がないというふうに思ってます。

もう一つは、先ほども言いましたとおり動議を出して一旦休憩しましてやって、初めて竹下議員も今の場で録音を聞いたり文字起こしを見て読んでおられます。それが私のところには現在来てません、だから読もうと思っても聞こうと思っても聞けません、現状がそうですので今の現状ですから聞きも見もしてないという状況です。

以上です。

○11番（蒲池恭一君） 議長、休憩をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 確認をしていないという答弁でございます。

ほかに。

○11番（蒲池恭一君） 休憩をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前・時・分

再開 午前・時・分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3回目の質問の答弁の中で、期待したというか質問に答えていないという疑義がございました。

要は、発議を出すのであれば事前に議事録とテープ等を確認すべきではなかったか、その点についてお答えをお願いしたいと思います。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番 齊木幸男です。

私は、地方自治法の決まりにのっとってやっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） 確認はしなかったということですね、それで。

ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） まず懲罰動議、齊木議員、修正をお願いします。

翌日、6月6日の議会で発言は取り消されましたが、ここ9月の誤りですね。今すぐこの修正をお願いいたします。

休憩をお願いします。

質問じゃありません、今のは修正お願いの。

○議長（高木洋一郎君） ただいま御指摘がございました、しばらく休憩します。

休憩 午前・時・分

再開 午前・時・分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

動議の訂正に関する申出がありましたので、改正した文をお手元に配付いたしました。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 1 番議員 亀崎でございます。

この懲罰動議につきましてですが、9月7日付で提出されておられます。今日の本日、9時45分、私この懲罰動議を拝見させていただく前に、竹下議員のほうから朝、全議員そして町長、総務課長が御臨席の中で謝罪がございました。

当然、この懲罰動議の出されてる文面だけ見れば、そのくらせるという発言に対しては蒲池議員もおっしゃられるようにあってはならない、言ってはいけない発言かなというふうに私自身も感じております。しかし、その前後の文脈を見れば決してそのような気持ちで言われてるのではないというふうに思いますし、また本日、9時45分に町長がそのことに対して決して・・を受けてないというふうに捉えておるといふような発言もなさっておられました。それでもなお、先ほどの蒲池議員の質問でもその後の反省の態度はないというふうに質問で、齊木議員はないというふうに受け止めておられるというふうに言われてらっしゃいますけども、何度頭を下げれば、そしてどのように説明をすれば反省しているというふうに捉えられるのか、御答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君）

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番議員 齊木幸男です。本当に皆さん、お昼どき申し訳ございません。お答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、私は反省の態度はないというふうに思っております。そして、この懲罰動議、この地方自治法に書いてあります第135条 1、公開の議場における戒告、2、公開の議場における陳謝、3、一定期間の出席停止、4、除名、これに値すると思いますので懲罰の動議を出しました。懲罰の動議、これが行われて私はこの問題は終わると思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 齊木議員、質問はどうしたら反省したとみなすんですかという質問でした、竹下議員がですよ。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木です。

繰り返しになりますが、この地方自治法に書いてあります第135条、この4項目のどれかですね、これをやったら私は反省になると思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 亀崎議員の質問は、本人の態度がどうすれば反省したと思われるんですかという御質問だったと私は理解したんですけど、そのお答えになってない。135条は懲罰の種類でありまして、それが即反省に結びつくか否かは法律上は規定してございませんので、そこは別物としてお考えをいただきたいと思います。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。

どうしたら謝罪になるか、これはちょっと私も正直どうしたらいいか分かりません。ここに、繰り返しになりますが懲罰動議を出しましたので、こういうことが行われて真摯に反省する、これで私は反省になると思いますが、まずはこの動議出したこの第135条、これが行われた後の態度を見て真摯に反省してるかどうか、まずそこまで行かないと現時点ではお答えはできません、分かりません、申し訳ありません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 先ほど答弁いただきました。この文面にその後の反省の態度はないというふうに記載されてるにもかかわらず、その反省の仕方については分からないというふうな御答弁がいただけましたけども、やはり人間、間違いはございます。子供を育てる、私も3人の子供を今子育て中でございますけども、悪いことをしたり悪いことを言ったりしたらやはり相手に対して真摯に自分の行った行為、言った発言に対して真摯に受け止めてそして謝罪をする、謝りに行く、そういうのがあるべき姿なのかなと思います。

齊木議員がおっしゃられる憲法、地方自治法にのっとった処罰についてはそれはあくまで行為であって、人間的なもので考えると私は決して今回の竹下議員の発言、確かに言い方は乱暴だっ

たかとは思いますが、それは竹下議員の人間味であり、人間性の中からそのような発言が生まれたものかなというふうに思っておりますし、現状としては町長御自身もそこまで重く受け止めておられるような形は、今朝、町長の御発言を受けたときには私は捉えたところでございますけれども、今朝の町長の御発言、齊木議員はどのように受け止められましたか。

○議長（高木洋一郎君）

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。

繰り返しになりますが、まずは懲罰動議させていただきましたのでその手続は全て終わりました、本人の態度というか真摯な態度ですね、そこを見ないと分かりませんし、私もどうやったら謝れるかを言いなさいと言われても分からないというのは、どうしなさいというのはちょっと分かりません。ただ、繰り返しになりますがここは和水町の議会の議場でございます。議場で発言していけない言葉はいけないわけですから、まずこういう規定にのっとって処理がされたあとどういう真摯な態度を取っていらっしゃるか、それを見て私はしますし、石原佳幸町長におかれましては、御存じのとおりこういう温和な性格でいらっしゃいますので町長は優しく受け止められたんじゃないかというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木 淳君） 私は1点だけですね、・・する行為というふうに齊木議員は取られたのかなと。残りこの発議者、あと4人名前が上げられておられますので4人がそういうふうな思いをみんな持っているのか、全員聞きたいと。

あともう一つは、反省の態度はないとかいうふうに、この文面を受け取ったのは10時以降ですので、9時45分の時点では竹下議員本人からの謝罪もあり、町長からもそういうふうには思わなかったというのをさっきから何度も聞いております。残りの同じ賛同された方々がどういうふうに反省の態度がないというふうに、齊木議員と同じように思われているのかどうかそこをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前・時・分

再開 午前・時・分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（高木洋一郎君） 先ほどの白木議員の質疑は発議者である齊木議員、荒木議員、秋丸議員、千々岩議員、笹渕議員についての質問でした。再度、質疑の内容を確認したいと思います。

5 番 白木君

○5 番（白木 淳君） 5 番 白木です。

先ほどもしゃべりましたけども、みんな朝の全協の中で町長はどういうふうに思っているとか、竹下議員はこういうふうに反省をしているというふうなことを全員議員は聞いておるわけでございます。その中で各議員、残りの4名の方が全然反省がないというふうに今でも思われているのか、これを出されたのは10時過ぎてこの本会議が始まった後ですので、そのときはみんなどういうふうな、竹下議員が思っているとかそういうことを知ってからこれが出されたというふうに私は認識していますので、今現在もその反省の色が齊木議員が、これは絶対反省とは認められないと。先ほど懲罰の種類を言われましたね、戒告、陳謝、出席停止、除名、この4つを挙げられましたけども、これはあくまで懲罰が出た後の反省というところでありまして、今現在の竹下議員が発言されたことに対する反省というのはみんな9時45分の時点で知っているわけでございますので、残りの発議の皆さんの意見も聞いた上で私はその後の質問をさせていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 分かりました。では、齊木議員については先ほどから何回も代表として御答弁いただいております。発議者残りの4名の方に、今の白木議員の質疑は反省の態度がないというふうにまだ思われているのかという質問で要約してよろしいでしょうか。

それではまず、荒木宏太議員にお答えをいただきたいと思います。

4番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 4番 荒木です。

今、質問をしていただきましたけれども、反省の態度がないという内容ですけれども、昨日ですけれどもこの発言の取消しの際に、竹下議員がこの議場に入ってこられた際に、私とちょっと話す機会がありましてそのときに少しだけ話した会話の中で非常に残念だったのが、これは宏太が出したんだろと、この発言の訂正を宏太が出しただろという言葉が出ました。僕はそれは本当に議会に対して品位が欠けてると思います。私、宏太と言われるのも、僕はこの宏太と言われるのはふさわしくないと思っていて、それを私自身が言わなくてくれという、そもそもそういうの言うこと自体もそもそもこの議会、一般人として、大人として非常におかしいんじゃないかと思っていたので、なかなかこれはあまり言いたくはないというか、言わなくてもいいと、言わなくても分かることだと思ってはいたんですけれども、そういった言葉が出たことで本当に非常に残念な言葉で、そういったことから、今日の挨拶に対しては反省をされているんだなと思いました。それは町長に・・・・・・という言葉に対する反省の弁であったものですから、その後の対応についての反省というのは私はちょっと感じられなかったなと、まだそこは感じられていません。ですので、宏太と言うことだけではなくて、議員という言葉が抜けているということだけではなくて、疑いというのにかけておっしゃっていたのかなというのも察しましたので、何かそれも議員としてふさわしくないんじゃないかなと思いました。

ここに言われているとおりに、書かれているとおりに発言者である齊木議員が議長に対してこれは報告したものであって、私がこの発言はおかしいんじゃないかということを議長にお伝えしたわけではなくて、それをちょっと疑ったような内容の会話でしたので、非常に私はそれはちょっと残念でした。

以上でこの反省のことについては説明を終わりたいと思います。

○1番（亀崎清貴君） 今、荒木議員の発言は一部修正をしていただいてもよろしいと思うんですけど。議場の外で荒木議員と竹下議員が会話をなされた、私的な会話のことを今回発言がされらっしゃいますので、その部分についてはこれ議会の議事録に載りますので修正されたほうがよいと私は思いますけども、荒木議員がそんなん載せてよいということであればその必要はないかなと思いますが。

○議長（高木洋一郎君） 議場外での会話について先ほどお話がございました。それについてはそのまま載せるか訂正をするか、いかがされますでしょうか。

4番 荒木君

○5番（白木 淳君） 4番 荒木です。

議場外の時間ではありましたがここの中のことであり、また傍聴の方も後ろにはいらっしゃる中でしたので、私はこれは議事録に載せても構いません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） では次に、秋丸議員の反省の態度についてどのように感じられていられるか、お伺いをいたします。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 9番 秋丸です。

私は、この文面どおりです。

○議長（高木洋一郎君） 続いて、千々岩議員お願いします。

2番 千々岩君

○2番（千々岩 繁君） 2番 千々岩です。

今日、全協の折に竹下議員からお気持ちをお聞きし、また石原町長からも同様にお気持ちをお聞きし、そして午前中、この場においてまた竹下議員から議事録を起こして詳細に当時の様子も伺い、それから皆さんのいろんな御意見等もお聞きいたしました。

私も発議者として名を連ねておりますけども、竹下議員の反省の度合いと、これは本当に人間の気持ちですので、相手の気持ちをはかることはなかなか難しいところはございますけど、私は十分竹下議員は反省をなされているというふうに思いました。

よって、申し訳ございませんが発議者から削除をお願いしたいと思います。

○1番（亀崎清貴君） 議長、休憩を入れたほうがよかと思います。

○議長（高木洋一郎君） 今、千々岩議員の発言ですけれども、この動議の効力には影響を与えません。千々岩議員はこの発議者の中から削除をお願いしたいという申出がございました。それをお受けしたいと思います。

次に、笹渕議員に竹下議員の反省の態度について御所見をお伺いいたします。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） この発端といいますか発言から来てるかと思いますが、9月5日に本会議で発言の取消し申出書これが出されまして、取り消したい発言として町長の・・・・

・こういった発言があったということで、竹下議員から発言取消しの申出書が出されました。この経過は、どういうふうにして出されたのかという経過は分かりませんでしたけれども、これを基にいろんな議論が今日、午前中行われたかと思えますけれども、やっぱり議会の中での発言としてはやってはならない発言ということは誰しもが認めることだというふうに思います。

そういった面で、反省の態度はないという文書になっておりますけれども私は署名した時点では、詳しいことは議場外のことでありますので言いませんけれども、この文書でいいんじゃないかということで署名をいたしました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） なお、この後、懲罰特別委員会の設置をする予定にしておりますので、詳細な部分については委員会で意見聴取、あるいは意見交換をしていただきたいと思います。

全体として質疑はございませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） 7 番 坂本です。

ただいまこの懲罰動議につきまして議論がされておりますけれども、9月の5日の時点で発言取消し申出書を提出をされて、皆さん方に御確認を議長からされております。この場で、皆さん方全員賛成ということで御承認されたかと私は理解をしておるわけですが、これでは不服でこの懲罰動議を出されたということで御理解してよろしいんですか、齊木議員にお尋ねします。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。

今おっしゃったとおりでございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） 7 番 坂本です。

それではこの取消し申出書は不服だったというところで、懲罰動議に踏み切られたと理解してよろしいんですかね。

○議長（高木洋一郎君）

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 私は不服ですし、繰り返しになりますが議場で使ってよろしい言葉ではありません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） じゃあこの取消し申出書に賛成をなされた理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）

6 番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番 齊木幸男です。

このときは御異議ありませんかというふうなことで、皆さんなしと発言されたと思います。私はなしと発言しておりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） ちょっとさっき飛びましたけども、先ほど4人の方に御説明をいただいたわけですけども、1人、千々岩議員が取り下げると、この動議から抜けるというふうに言われました。笹渕賢吾議員に至ってはこの署名をする前、した後に反省の態度を分かっただと、認められたというふうに思います。秋丸議員はこの文面どおりまだ反省の態度は見られないと、荒木宏太議員は先ほどから自分の今まで4年間以上一緒に議員活動する中で、呼び捨てにされることについてちょっと私成りのあれですけど、個人的な恨みが入っていないと願いますけどもそういうところの戒めも含めてこれに賛同されたかと、そうじゃないと願いますけどもそういうふうに私は受け取りました。

今回のこの動議を出される上で、先ほど蒲池議員も言われましたとおりやっぱりこういうこと、動議を出すということはそれなりの裏づけというか、この文面、確かに町長の・・・・・・という発言はいけないということは私も分かります。それだけを見れば確かに・・・・・・、ちょっと私は・・とかまで行くかなとかそういうふうに思いますけども、やっぱりせめて議事録はちゃんと見とくべき、これはエビデンスですよ、絶対。議事録はちゃんと見ておかないと、そもそもこの動議に、懲罰にかけられるということは先ほども言いましたとおり戒告、陳謝、出席停止、ここまで、この3つはいいですけども最後の除名に至っては議員の身分に関することですよね、これをちゃんとしたエビデンスもなくこういうふうに上げられるのはどうかというふうに思うんですよ、そこら辺ももうちょっと勘案してもらって、本当にこれが正しいと思われておられるのか答弁を願いたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番 齊木幸男です。

繰り返しになりますが、地方自治法にのっとって私は動議を発議しまして粛々と今進めてるところですので、全く意思は変わっておりません。間違ってると思うので間違ってる・・・・・・という言葉は間違ってますので動議を出しています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第111条の規定によって委員会の付託を省略することができ

ないことになっております。

したがいまして、本件については先ほどの議会全員協議会においてお諮りをし、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置することで合意をしておりますので、その委員会に付託して審査することとしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。よって、8人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任についても、議会全員協議会において協議をし、承認をされておりますので私から指名をさせていただきます。

坂本議員、笹渕議員、秋丸議員、荒木議員、白木議員、木原議員、そして正副議長の蒲池副議長、私の8名で構成することといたします。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会の委員はただいまの8人に決定いたしました。

つきましては、ただいまから懲罰特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

本日の特別委員会は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が招集することになっておりますので、ただいまから委員会室において懲罰特別委員会を招集いたします。

なお、本日の特別委員会は、委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、会の進行についてはよろしく願いをいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後0時40分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

懲罰特別委員会の委員長、副委員長が決定しましたので御報告いたします。

懲罰特別委員長に秋丸議員、同副委員長に笹渕議員、以上であります。

竹下周三議員の入場を許します。

（竹下周三議員 入場）

○議長（高木洋一郎君） 以上をもちまして、追加日程第1を終了いたします。

なお、議事進行の都合により、会期日程そして議事日程は先ほど議会運営委員会に諮られ、お手元に配付したとおりといたします。

また、一般質問は本日4名を予定しておりましたけれども、お二方に質問をいただきます。本日は坂本議員、蒲池議員お二方、そして残りの笹渕議員、亀崎議員については12日午前に行うこ

となりましたのでお知らせをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（高木洋一郎君） では、一般質問を行います。

本日は2人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問を細分された事項について一問一答で行います。

2項目めからは、その質問は質問席で行います。

第一答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は、執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、坂本議員の発言を許します。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

○7番（坂本敏彦君） 昨日の台風も過ぎ一夜を明け、今朝は秋らしい空気が漂って、肌寒いような感じを受けたところでございます。

令和4年第3回9月定例会一般質問3日目、当初は朝一番目の質問者でございましたけれども、会議の都合上、午後の質問者として登壇をしております7番議員の坂本敏彦でございます。

傍聴席の皆様、テレビモニターを通じ中継を御覧の皆様、お忙しい中にもかかわらず、議会傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

町民の皆様におかれましては、昨日の夜半から未明、今年最強の台風11号の接近に伴い、不安な夜をお過ごしになられたことと思うところでございます。大きな被害は確認されていないということで安心はいたしましたが、収穫時期を迎えた農産物に被害を及ぼしたのではないかと懸念するところでございます。

今年も全国各地で線状降水帯の発生による豪雨災害が多く発生をいたしております。これは日本だけでなく海外でも多く発生をしており、南アジアに位置するパキスタンにおいては、6月から続く大雨と山津波が多発し、国土の3分の1が水没、これは日本の本州と四国を合わせたほどの面積ということです。この洪水により3,300万人が被災、1,300人の方がお亡くなりになられております。世界各地でお亡くなりになられた方々の御冥福と、早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

次に、長期間高止まりで推移していた新型コロナウイルス感染症、本県、本町におきましても4日、5日と一時減少をいたしましたが、いまだに収束の兆しが見えず、町民の皆様におかれましては引き続き万全な感染対策をお願いいたすところでございます。

石原町長におかれましては、連日お忙しい日々をお過ごしのことと御推察をいたしますが、若さ、情熱、行動力でわくわく笑顔元気な和水町を目指していただくようお願いし、会議規則第61条第2項規定による質問通告書に基づき質問を始めます。

質問事項 1、公共交通機関空白地帯解消について。

質問の要旨（1）乗り合いタクシー「あいのりくん」拡充の進捗状況と公共交通機関空白地帯解消の取組について問う。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いし、再質問以降につきましては質問席より行います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 皆様、改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

それでは、坂本議員からの御質問に対し、御答弁申し上げます。

1、公共交通機関空白地帯解消について。

要旨の（1）乗り合いタクシー「あいのりくん」拡充の進捗状況と公共交通機関空白地帯解消の取組について問うについてお答えします。

近年、和水町においてもバス路線の統廃合により路線バスが通らない公共交通機関空白地帯が見受けられます。これは、車社会の発展により路線バス利用者が大幅に減少したことにより、路線バス事業者も路線の統廃合をやむを得ず行ってる状況です。

議員からは、6月定例会において御質問いただき御回答申し上げましたが、乗り合いタクシーの拡充としてバス路線の統廃合により、路線バスを利用して町外へ行きづらいなどの影響を受けた地域の方々が少しでも不便さを解消できるよう、町外の拠点まで乗り入れできるように現在協議・調整を進めております。

具体的には、町外乗り入れを行いたい山鹿市、南関町の担当者と検討を重ね、実現に向けて調整しております。また、乗り合いタクシーを委託しております町内のタクシー事業者2社、それと路線バス事業者に町外乗り入れの拡充をしたい、この旨をお伝えしおおむね御理解をいただいたところです。

まずは、路線バスを利用して町外へ行きづらくなったなどの影響を受けた地域の方々の町外乗り入れの実現に向けて努めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） ただいま町長から御答弁をいただきました。乗り合いタクシー「あいのりくん」の拡充というところで、6月定例会で答弁をいただいたところでございます。

6月定例会において、指定乗降場所を18か所の設定、登録者も利用者も年々増加傾向にあると御答弁をいただきましたが、その後、新たな指定乗降場所の設定をなされたか、また登録者、利用者の増減についていいですか、その辺について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

指定乗降場所の追加でございますが、今、先ほど18か所ということでその後の追加はございません。

それと登録者数のほうですが、微増ではございますが今現在730程度、登録者はいらっしゃいます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） 登録者数、利用者数については増えてきているというように理解をするところでございます。

やはり、バス停まで歩いていくことが困難な方とかいらっしゃいますので、この乗り合いタクシー「あいのりくん」も重要な役割を果たすのではないかと思うところです。

山鹿市・和水町定住自立自立圏構想、玉名圏域定住自立圏ビジョンの近隣市町の連携をして、進捗状況は先ほど町長のほうから御答弁いただきましたので、よき方向で進んでいるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

それでは、再質問というか提言でございますけれども、コミュニティバスの導入も私も前回一般質問で申し上げました。地域公共交通網形成計画との整合性や公共交通会議での審議を積み重ね行うというような御答弁をいただいておりますので、また利用希望者様の調査を実施をしていただき、十分に検討をしていただいてその導入に当たっては取り組んでいただきたいと思うところでございます。また、人口高齢化率、本町とよく似た現在運行している美里町も参考にされたらどうかというところでございます。

昨年、厚生建設経済常任委員会で視察研修に行ったときにちょっとお話を聞きましたんで、本当に人口も高齢化率も本町と似たような町ですので、よきところはまねをしてと言うとあれですけど参考にさせていただいて、取り組まれていったらどうかと思うところでございます。

それでは、1 番の質問はこれで終わります。

次に質問事項 2、農業振興について。

質問の要旨（1）今年度から農地の貸し借りの再契約について、和水町農地集積・集約化助成金を廃止した経緯を問う。

質問の要旨（2）農産物が価格低迷し、肥料・農薬・資材などの価格高騰する中、和水町農地集積・集約助成金制度を再創設する考えがあるのかを問う。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、御質問にお答えします。

2、農業振興について。

要旨の（1）今年度から農地の貸し借りの再契約について、和水町農地集積・集約化助成金を

廃止した経緯を問うについてお答えします。

昨年度まで交付しておりました農地流動化事業補助金につきましては、農用地の有効利用と農地保全の合理化、生産性の高い農業構造の確立に資することを目的として交付しておりました。

その中には、ヤミ小作の解消も目的の一つとなっておりますが、目的の一部は達成できたものと考え、再設定については廃止させていただいております。

詳細につきましては、農林振興課長より答弁いたします。

次に要旨（２）農産物が価格低迷し、肥料・農薬・資材など価格高騰する中、和水町農地集積・集約助成金制度を再創設する考えがあるのか問うについてお答えします。

農産物の価格低迷、そして肥料、燃料等の農業用資材や飼料等の急激な価格高騰は、農業経営に大きな影響を与えていることは認識しております。しかしながら、この補助金を再創設したとしてこの問題が解決するとは考えにくいと思っております。

なぜならば、この補助金は平成19年から施行し15年を経過しておりますが、目的の一つであるヤミ小作の解消は達成したものの農業就業者数の減少、耕作放棄地の増加については歯止めをかけることができておりません。今後の農業を守るためには別の方策が必要であると考えております。

詳細につきましては、農林振興課長より答弁いたします。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） まず、坂本議員の要旨（１）今年度から農地の貸し借りの再契約について、和水町農地集積・集約化助成金を廃止した経緯を問うについてお答えいたします。

町長の答弁でもありましたように、昨年度まで交付していた農地流動化事業補助金につきましては、ヤミ小作の解消も目的の一つとなっておりますが、この補助金は平成19年度から施行しており15年を経過しているところで、農業委員の方々、そして最適化推進委員の方々の御尽力によりまして、現在は農業委員会への届出も定着しているところでございます。このため、事業の目的の一部は達成したものと考えまして再設定は廃止させていただいております。

また、今後も農地の集積・集約化は引き続き推進する必要があるため、以前の農地流動化事業補助金を廃止いたしまして、新しく農地集積・集約助成事業に組み替えて新規の利用権設定だけを対象とさせていただいているところでございます。

次に、要旨（２）の再契約の助成金を再創設する考えがあるかについてお答えいたします。

町長の答弁にもありましたように、今後の農業を守るためには一時的な支援ではなく、将来を見据えた対策が必要であるのではないかと考えております。

まず、農業経営基盤強化法が令和5年4月1日より一部改正がなされることとなっております。改正内容につきましては、現在、農地の貸し借りにつきましては農業経営基盤強化法により町の農業委員会の承認を得まして利用権設定が行われておりますが、令和5年4月1日からは農業委員会の利用権設定が廃止され、農地中間管理機構（農地バンク）を通しての利用権設定が基本と

いうことになっております。

現在は、担い手が耕作している農地につきましてはばらばらということで点在している状況でございます。とても効率的な農地利用とは言えません。このため集約化（団地化）を図りやすくするため、今後は農地バンクを通したところでの利用権設定がということで改正がなされております。

この改正の目的につきましては、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置ということで、簡単に言いますと今後の農業を守るためには地域総がかりでの農地維持が必要であると、集落ごとの地域計画の策定が必要とされております。

このため、町といたしましては町内全集落において将来を見据えた地域計画の策定がなされるための支援、それから組織化に向けた支援というようなソフト面での支援が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） 御答弁いただきました要旨（1）につきまして、ちょっと仕組みが複雑なので確認をさせていただきたいと思います。

農地の貸し借りの農業委員会の届出も定着したと、そしてヤミ小作の解消の目的も達成したために農地流動化事業補助金を廃止、今後も農地の集積・集約化は必要なために農地集積・集約助成事業へ組替えをし、新規のみの対象としたと理解をしてよろしいでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 坂本議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） なかなかこれから先、高齢化が進みこの人口も減少していくとは思いますが、耕作放棄地などが発生しないようにひとつ御努力お願いしたいと思います。

それでは、質問の要旨（2）の再質問をさせていただきます。

御答弁の中で、一時的な支援ではなく将来を見据えた対策とございましたが、具体的な内容について伺いをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 具体的な取組というのは、現在、検討している段階にありますが、この課題、問題につきましては農業だけにとどまらず集落、そして地域の将来を左右するも

のでございまして、私たち行政だけでは到底解決するものではないと考えております。そのため、地域の方々と一緒に今後の取組について話し合っていく必要があると考えております。

まずは、集落の皆様方が話し合いのできる場を設けさせていただき、地域の方々と一緒に地域における将来像を考えまして、今回の法改正で国が示しております地域総がかりでの農地維持のための地域計画を策定する必要があると考えているところです。

また、地域計画を策定する上で、中で地域における組織化も視野に入れていく推進もできればと考えております。

さらには、地域によってはその集落だけでは組織運営もできないというような地域もあると思いますので、集落を統合しての組織化も考えていく必要があると考えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） 今課長から御答弁をいただいた中で、集落を統合しての組織化ということで、私の地区も営農組合を有しておりますけれども、設立して15年近くたちますけれども、やはりその中で活動していくのは私が一番若いというところで、高齢化が営農組織の中でも高齢化が進んでおります。これはうちの組織に限ったことではないと思います。なかなか受託作業等をやっておりますけれども、オペレーターあたりも決まってきて、連日刈取りに出かけるような状態でございますので、その辺も含めたところでどうお考えになっているか御答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

もう高齢化は和水町だけにとどまらず、全国で広まっているところではございますけれども、特に和水町は高齢化が急激に進んでいる。農業者人口、農業就業者人口のほうも減少しているその中で、営農組織を設立してもその中で高齢化が進んでいるので先行きが真っ暗というような形に、状況になっているかと思います。

しかしながら、それであったとしても町としては現在、町の中で21組織、機械利用組合や農事組合法人や営農組織、それを全部合わせますと21組織が設立されております。しかしながら、先ほどの繰り返しになりますけれども、全集落の組織化が進んでいるわけではございませんので、まずはその全集落における組織化を推進していきたいと考えております。

さらにはその集落を、その担い手がいらないというような地域においてはその組織を統合させて、地域、行政区単位もしくは校区単位での組織の統合が必要になってくるかと考えておるところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 御答弁いただきました。これはうちの町じゃなくて、どこにおいても喫緊の課題になってきていることと思います。私たちも普通作の作付を行っておりますけれども、営農組合組織でも受けて作付を行っておりますし、個人でも毎年毎年作付が増えてる状態でございます。それだけ高齢化が進んで、どなたか作ってくださいということで依頼をされているところでございますので、やはり中山間地域でもございますし自分の生まれ育った地域の景観を守るのも私たちの役目じゃないかなと認識をして頑張っているところでございます。

具体的にこの質問の要旨（2）につきまして、再創設は別の形ですというような形で理解をしましたがけれども、それでよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 坂本議員のただいまの質問については、おっしゃられるとおり別の形というのが、ソフト面での支援ができればということで考えているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 先ほど、また御答弁の中で農業を担う人材の確保及び育成と御答弁をいただいたところでございますけれども、ここは新規就農者と御理解をしてよろしいでしょうか。新規就農者の就農状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 新規就農者の就農状況ということでお尋ねの件について御答弁いたします。

過去5年の推移を申し上げます。新規就農者については29年が4名、平成30年が5名、31年が2名、令和2年がゼロです。令和3年が3名と今年度につきましては現在のところ2名ということになっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 御答弁いただきました。ただいま今年度につきましては2名とおっしゃいましたけれども、それは御夫婦の方ですか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 夫婦の方もいらっしゃるけれども経営体数が2件ということで、1件は町内の方ですけれども1件は南関にお住まいで和水町の農地を耕作されているということで、いずれはこちらの和水町に移住するということはお聞きはしております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） ただいま 2 組と理解してよろしいですかね、2 組の新規就農ということでお一方は南関町より今作付に來られているけれども、将来は和水町に定住をしたいということだったと思いますけれども、明るい話題かなと思うところでございます。

昨年、常任委員会で視察研修した山都町では本当に有機農業が盛んでございまして、県内外からの新規就農者、企業参加が行われていました。

ちょうど行ったとき冬場でございましたんで、やはり農林業務は盛んでございますから竹の伐採とかその辺もされて、その時期が終わったら今度はハウス農家をお手伝いをして、生計を立てておられました。

本町においても、企業からの参加というのが若干ございますけれども、その辺について問合せとかございましたらお答えお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

企業参加というようなお問合せは今のところはございません。私どももつい先般、山都町のほうに施策研修に行ったところでございますけれども、その視察というのが循環型農業ということであちらの山都町については有機農業が盛んで、J A S 認定が 50 認証を受けられているということで、県も J A S 認証が理由なのかそれとも有機農業が盛んであるからということでのことでしか分かりませんが、県内外からの移住による新規就農、または企業の参加というようなことで多数の方々が移住されているということをお聞きしております。

最近の消費者におかれましても質を求められる消費者のほうが多いということで、みどり新法も制定されておまして有機農業ということで国のほうも制定されております。そういうことから和水町においても山都町のところを見本に有機農業、循環型農業に取り組んでいければということ考えているところです。

具体的には、放置山林とかいうところで、坂本議員からもありましたように竹チップ等を活用して循環型農業というところで取組ができればということで、現在検討しているところでございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） 課長も山都町を視察研修をされたということで、私も山都町から 5 年になりますけれども、竹の粉を導入して水田にまいております。有機質を高めるためにも私も優しい米作りをしておりますので、その大和町の方と話して、条件的に和水町も山都町と似た山間部であり、モウソウチクのほうも豊富にあるということで和水町でも始めなはらんですかというお話でもございますので、その辺も今どうしても道路あたりに枯れ竹あたりが倒れてちょっと事故

になりやせんかなとか、台風後とか非常に倒れてる竹が多かったんでそういうのを環境を守るためにも活用して循環型農業に取り組んでいけたらいいと思いますので、ぜひぜひその辺も含めて推進いただくようお願いしたいと思います。

それでは質問事項3というところで、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響により、化学肥料、原料の国際価格が大幅に上昇し、特に肥料価格が急騰をしております。

これは、やはり肥料の三要素である窒素・リン酸・カリ、窒素・リン酸あたりがロシアとか中国とかからの輸入が主になっておりますので、またその辺も含めて価格が急騰をしているということでございます。

和水町の基幹産業は農業であります。農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、農業従事者の皆様は大変御苦労をされております。また、今年は皆さん御存じのとおり連日の暑さが続きまして、特にハウス農家の方々は本当にハウスに入っていく時間のほうが短くなったのではなかろうかと思うところでございます。このままでは、耕作放棄地等が増加するのではないかと懸念するところでありますので、どうぞ皆様方におかれましては農業従事者の立場に立ち、農業政策の取組のお願いを提言として次の質問に移らせていただきます。

質問事項3、道路整備について。

質問の要旨（1）県道・町道等の道路空間及びのり面整備について問う。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

3番の道路整備について。

要旨（1）県道・町道等の道路空間及びのり面整備について問うについてお答えします。

県道・町道の除草作業では、地域住民の方々の御協力をいただきながら進めておりますが、通行量の多い県道では県により年2回の除草作業、樹木伐採等が行われています。

また、通勤通学の車両が多い玉名山鹿線では、のり面对策として張りコンクリートの整備が進められています。

一方、町道では区役による除草作業となっており、集落と集落の間の町道や大規模な樹木伐採は行政区からの要望を受けて行っております。

近年の防草対策としましては、新規改良工事を行った岩線、西光寺中林線のようにのり面を張りコンクリートで整備してる箇所があります。

通行の安全面や維持管理面を考慮しながら、少しずつではありますが防草シートや張りコンクリートの整備を進めてまいります。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 御答弁をいただきました。町道、県道の道路空間の整備及びのり面整備

ということで、近年、人口減少や高齢化により区役での除草作業が困難な行政区も年々増加してくるのではないかと、今後、抜本的に見直す時期ではないかと考えますが御答弁よろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

現在は、行政区土木補助、土木費補助として区役1人当たり1回1,000円の補助をしておりますが、高齢化や人員不足によりまして、各行政区の区長様や地域住民の方々から区役での道路管理に苦慮されているという状況をお聞きしています。どうしても難しい箇所につきましては、通行に支障のない程度となりますが町でも伐採を行うこととしております。

また、今後の町道の管理面ではございますが、予算等を考慮しながら改善策を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 再質問をいたします。今年の夏は高温多湿で雑草の伸びも異常に早く、至るところでカンネカズラがガードレールを覆い、車道にまで飛び、外側線もガードレールも確認できない状態や雑草で通行できない歩道も見受けられました。この辺について、県道については県に要望をしていただくとはいえますけれども町道についてはいかがなんでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 町道のカンネカズラ等の伐採等なんですけれども、一応行政区のほうにできることはお願いしてるところでございます。どうしても、先ほど町長からも答弁がありましたように集落間の道路、そちらのほうがなかなか行政区からの要請を受けてする状況にありますけれども、今現在、ちょうど災害復旧あたりで落ち着いたときに業者のほうにもできるところから伐採、それとカンネカズラのほうもお願いしてるところですけども、まだ完璧に終わっているという状況ではございません。地域の住民の方々の意見を聞きながら、なるべくカンネカズラとそれと防草シートあたりそういったものも、例えば側溝改良工事とか舗装工事のあたりでやっていきたいなというふうに感じてるところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） 今建設課長から御答弁いただきましたけれども、やはりこのもうそろそろ見直す時期に来ているということで、地域としてもやはり区役で道路横の除草作業等は行っておりますけれども、何せ高齢化と人員不足によりなかなか作業がはかどらないというような状況

に来ていところが多いと思いますので、張りコンクリート、のり面に張りコンクリートや長寿命の防草シートなどを、年次計画で少しずつでも施行していただいたら助かるなというところがございます。その点について御答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

予算面を考慮しながら段階的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） 町長、御答弁ありがとうございます。一度にどうこうというのは言えませんので、年次計画を立てても、やはりどうしてもできない行政区等があると思いますので、その辺は優先順位をつけていただきまして対策を講じていただくなと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それと、再質問というところで、道路空間の整備というところで雑草もさることながら道路沿いの枯れ竹や道路空間を阻害する樹木の伐採もお願いをしたいと思います。

先ほど御答弁はありましたけれども、やはり人が入ってない竹山、管理をされていないために枯れ竹がそのままになって道路に倒れてくるというようなことが、特に台風の後となると倒れている場面に出くわすことが多いので、やはりそういうときは道路の横に寄せたりして通行しておりますけれども、その辺についても倒れそうなのは前もって管理の業者さんとかに撤去してもらうとか、その辺もお願いしていただければ助かると思いますけれどもその辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 枯れ竹等の御質問だったと思いますが、この前の台風、昨日の台風でも台風後に業者のほうに見回ってもらって、大分枯れ竹が出ていたという形で処分も行っていたいております。

竹が生える時期、5月、6月あたりに小さい頃に事前に切ってもらうことは町道の敷地内のほうはやっているんですけれども、どうしても個人の山というのがなかなか出た後の、結局、事象が発生した後の対策という形で後手後手になるかと思いますが、なるべく町道部分はしっかり管理していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7 番 坂本君

○7 番（坂本敏彦君） よろしく申し上げます。法的な部分もあって高さが道路から5メートル

が基準というところでお聞きしておりますけれども、その範囲内で阻害する樹木等があったら伐採をお願いしたいと思います。

やはりどうしても事故が起きてから、雑草もそうですけれども今年みたいに高く伸びてガードレールも見えない状態になると、やっぱ交通事故も発生しやすくなりますのでその辺についても対策を講じていただくようお願いいたします。

それと、次の再質問というかこれは提言っていうかお願いですけれども、私の地域も県河川を有しております。久井原川と言うんですね。この堤防は私の地区の区役で延長200メートルぐらひは春と秋と2回切っております。なかなか、何遍も言いますけれども高齢化と人手不足で、ニュータウンができた頃には60、退職してこっちに来られた方とかが増え、皆さんと協力し合いながら切ってましたけれども、やはりその方々もお年を召されてなかなか作業が思うように進まなくなっておりますので、県河川の堤防ののり面を除草する除草機、そのリースの貸出しを要望したいと思いますけれども、すぐできるとは限りませんけれどもとにかく景観を守るために頑張っておりますけれども、体に皆さん限界が来ておられますのでその辺もお含み取りいただけたらと思います。御答弁をよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 県河川の除草の件で、以前も質問のほうでお受けいたしましたところでございます。一応管理委託料として県のほうから支払いがあっておりまして、なかなかその管理委託料部分で草切りの費用が賄えないというふうなこともお聞きしてるところです。機械化のほうも一応要望書あたりを地域の皆さんとお作りして、県のほうにつなげたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

7番 坂本君

○7番（坂本敏彦君） とにかくいろんな事故等が起きてからでは遅いので、除草作業や倒木の片づけとか、もう危険だなと思われたときには業者さんにも片づけていただくようお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、これで私の一般質問は終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、坂本議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時07分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、蒲池議員の発言を許します。

○11番（蒲池恭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。

（こんにちは。）

11番議員の蒲池恭一でございます。9月定例会一般質問をさせていただきます。

まず、お忙しい中にもかかわらず、この議場に足を運んでいただいております傍聴席にて傍聴していただいております皆様方、そしてモニター等を通じて傍聴していただいております皆様方に心より御礼を申し上げます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の発生以来、現在7波の到来の真っ最中の中であります。我が町においても感染者数が昨日累計で1,279名となっております。

この第7波の影響により、町民の皆様方の楽しみにされておられた古墳祭及び夏祭り盆踊り大会の中止を余儀なくされました。私自身も残念に思っております。来年こそは開催できることを心より祈っております。

また、今年も台風シーズンを迎える中、幸いにも先日の台風11号においては被害の報告はないということですが、近年、大型する台風、そして太平洋沖で発生する台風により今年被害が少ないことを願っており、それでは通告にのっとり一般質問をさせていただきます。

質問事項1、行財政運営について。

要旨（1）今定例会において民間分譲宅地開発補助金を上程されておりますが、さらなる効果をもたらすため、空家対策として空家解体助成金等を創設してはどうかと思うが、町長の見解を伺います。また、ほかの市町村の対応についても伺います。

（2）コミュニティバスの運行は喫緊の課題として6月定例会においても質問しておりますが、進捗状況と答弁の中で乗り合いタクシーの充実を図りたいとあったが、その進捗状況について伺いたいと思います。

先ほど坂本議員の質問の中にもありましたけども、重ねて答弁を願えればと思っております。

要旨（3）ふるさと納税の今後の見込み、運用について伺いたいと思います。

後の質問につきましては、質問席にて質問させていただきます。

執行部におかれましては、簡潔明瞭に御答弁を願ひまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） それでは、蒲池議員からの御質問に対し答弁を申し上げます。

1、行財政運営について。

要旨（1）今定例会において民間分譲宅地開発補助金を上程されているが、さらなる効果をもたらすため空家対策として空家解体助成金などを創設してはと思うが、町長の見解を問う。また、他市町村の対応を問うについてお答えします。

令和3年度に町内空き家の実態調査を実施しております。589件の空き家を確認しております。その中で、屋根の著しい破損や既に家が倒壊してるなど居住に適さない空き家が63件、また外壁の著しい破損や軒が垂れ下がったりなど居住には大幅な修理が必要な空き家が246件でした。

居住に適さない空き家と大幅な修理が必要な空き家を合わせると309件となり、589件のうち52%と半分以上の空き家は居住することが難しい状態となっています。

空き家バンク制度で空き家の再利用を推進しておりますが、これらの空き家については空き家バンク制度での利用は難しく、そのまま放置をして老朽化が進めば近隣住民の生活環境に悪影響を与え、倒壊する危険もあります。

空き家の管理については、所有者の方が行うことが原則であり、空き家の解体も所有者の方に行っていただくことになります。しかし、空き家を解体するには多額の解体費用が発生するため解体が進まないのが現状だと認識しています。

近隣の市町の対応としましては、玉名市と山鹿市が60万円、荒尾市と長洲町が50万円を上限として老朽化または危険性のある空き家解体に対して助成事業を実施しております。

現在、空き家解体に対する助成事業について担当課で調査検討をしておりますので、来年度から国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用して実施ができるよう、進めてまいりたいと考えています。

次に、要旨の（２）コミュニティバスの運行は喫緊の課題として6月定例会においても質問しているが、進捗状況と答弁の中で乗り合いタクシーの拡充を図りたいとあったが、その進捗状況を問うについてお答えします。

坂本議員への答弁と重複いたしますが、近年、和水町においてもバス路線の統廃合により路線バスが通らない、公共交通機関空白地帯が見受けられます。これは、車社会の発展により路線バス利用者が大幅に減少した影響により路線バス事業者も路線の統廃合をやむを得ず行っている状況です。

コミュニティバスの導入については、住民アンケートや先進地の研修などを踏まえ、地域公共交通会議にて慎重に検討し、導入すべきか否か判断していきたいと考えています。

また、乗り合いタクシーの拡充の進捗状況につきましては、町外乗り入れについて山鹿市、南関町と現在協議・調整を進めております。

まずは、路線バスを利用して町外へ行きづらいなどの影響を受けた地域の方々の乗り合いタクシーを利用した町外乗り入れへの実現に向けて努めてまいります。また、乗り合いタクシーの町外乗り入れと併せてコミュニティバスの必要性を探ってまいりたいと考えております。

次に、要旨（３）ふるさと納税の今後の見込み、運用について問うについてお答えします。

令和３年度の和水町のふるさと納税は納税件数が約３万9,000件、納税額７億1,311万9,000円となり、納税額については令和２年度と比べて28%の伸びを見せており、納税額が順調に増加いたしました。

令和４年度の納税状況につきましては、７月末時点の４か月の合計になりますが１億1,851万2,000円となり、これは昨年度と比較して約11%の伸びとなります。

例年を見ますと、これから11月、12月にかけて駆け込み納税が大幅に増える見込みです。和水町への納税が増えるように魅力ある返礼品の品目を増やし、中間事業者とPR等を行いながら努めてまいります。

令和4年度の納税額の見込みは、先ほど申し上げました推移で考えますと8億円程度になる見込みですが、見込みよりもさらに上を目指して取り組んでまいりたいと考えています。

また、ふるさと納税基金の活用方法については、政策的事業の活用などに利用したいと考えております。はっきりとした形ではお示しできませんが、国民の皆様からいただいた御厚意であり貴重な財源でありますので、有意義に活用してまいりたいと考えています。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 今の答弁の中で、玉名市と、要旨（1）に関して再質問させていただきますけども、玉名市が50万円、山鹿市も50万円ということですけど、60万円か、すみません。玉名市、山鹿市が60万円、荒尾市と長洲が50万円ということですね、それに対してはその免責とかそういう見積書とかの幾らとかそういうことはあるんですか。答弁願います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） ただいまの議員の質問にお答えします。

特別、免責の要件は設けてございません。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 私もたびたび全協の中であり、一般質問の前の一般質問の中でもこの空家解体助成金等は創設すべきじゃないかという中で、執行部としてはその予算化を今目指して進めていただいているということは私としてはありがたいことであります。

また今回、民間分譲宅地開発補助金を上程されております。県下でもなかなか今されてるところはないという話でしたが、あれからどこかされてるところってお聞きしてますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） 蒲池議員の御質問にお答えします。

先日の全協のほうでも御答弁さしあげましたが、熊本県では多分初めてです。九州管内、インターネットで調べたわけですが、長崎県の1つの市議がやっているとこのところでヒットしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 町長ですね、まずはなられて数か月しかたちませんが、しっかりと自分の選挙の公約でありました若さ・情熱・行動力をもって新しい和水町を、新しい和水町はちょっといろいろ、私としては議員を13年目を迎える中で新しい和水町というところにはちょっと違和感はありませんでしたが、しっかりと仕事をされてるなというのが私の実感であります。

さらに、町長自身は最初の執行部としての提案は民間分譲地宅地開発支援補助金を4区画以上とか上下水道の完備がないところに関しては30万円とありましたが、議会の皆さん方の提案の中でやっぱり2個以上、そして30万円を40万円にさせていただくなど、やっぱり議会に対する、議会と両輪のごとく町運営を取り組んでいこうという町長の姿勢が、私にはしっかりと見えてるところであります。

また今回、空家解体助成金も来年度に向けてはされるということですので、何より危険な空き家等を解体することにより、先日、台風11号においては被害等はなかったという報告も受けておりますが、近年、大型する台風、そしてまた昔は太平洋沖ではなかった台風が間近でできるようになった台風に対して、危険箇所をなくす、近隣の住宅に対しても目配りをするためにもこの助成金成立は早めにつくっていただけるということはあるかと思います。

また、それをすることによって、今住宅が中央地区は結構できてます。私が農業委員会のときも新築住宅の申請がよくありましたけども、なかなか菊水地区の西、南、東、そして三加和地区の春富校区、元ですね。と緑、神尾となかなか新築の要請は少ないです。やっぱこれをする事によって、解体助成金もすることによってこれがさらなる効果を生み出すことを私も信じております。しっかりとこれについては来年度に向けて、また議会のほうにも説明をしていただいて、どういう補助、助成金の体制を持っていくのか、議長を通じて御提案いただいてまた変えるときには変える、しっかりと真摯に今までどおり対応していただければと思うところでございます。

それから次の(2)の要旨(2)に行きます。

コミュニティバスの運行は喫緊の課題として6月、その前の高巣町長のときも私は1本質問させていただきました。

まだ今の答弁を聞きますと、コミュニティバスに対してはまだ進んでいないということで受け止めてよろしいでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

6月定例会で議員のほうで御質問されて3か月程度たちますけれども、今のそれまでの動きをまず御報告させていただきます。

まず、コミュニティバスに関しては8月22日、美里町のほうにコミュニティバス導入されておりますので、担当職員が視察をしております。意見交換会をしております。それと8月26日ですが、ここもあいのりタクシーとコミュニティバスありますので、小国町役場ですね、そちらのほうに出向いて意見交換、現状等を勉強したというところでございます。

これから先の行動でございますが、年内に住民アンケートを取りたいと思います。件数につきましては大体2,000件程度を考えておりますが、そのアンケート調査を集計・分析いたしまして課題を整理させていただきます。それに基づいて、公共交通会議あたりで審議していただいてコミュニティバスを導入するか否かも含めたところの方向性を決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 今2,000件と言われましたけども、全戸取ればいいじゃないですか。その2,000件の選出はどういう形を取られるのかを聞きたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） 御質問にお答えしたいと思います。

ランダム抽出になるかと思いますが、主に高齢者をメインには考えておりますが、年代別でもちょっと抽出してやりたいと。ちょっと全件件数となると集計作業等もちょっと大変になってきます。抽出という形でございますが、2,000件が妥当であろうというところで踏まえてやりたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 困ってらっしゃらないところにアンケート出しても意味がないと思うんですよね、思いません。困ってないところにコミュニティバスが必要だという回答は出ないわけですよね。困ってるからコミュニティバスが必要だということを町長も選挙戦の中で多く聞いた。私も今回の選挙戦の中で本当に困っていると、特に春富校区の皆さん方からは大きく聞かせていただきました。だから私もあえて一般質問でこれは喫緊の課題だと捉えながら質問させていただいてございます。よかったら、区長さん方を通じてやっぱりこの世帯、この世帯は全部聞かんといかんというようなことがあれば、そこはそこでしっかり聞くことによって執行部も和木町役場も心優しい役場だなと、私たちに寄り添った役場だなと思っていただけるのではないだろうかと思いますけども、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

無作為抽出というやり方で行政がよくやる手法なんですけども、利用される方されない方、幅広い年代の方に広く意見を聴取しまして、それを基に計画していくということですので、使われる方ばかりの意見を聞いてしまうと当然偏ってきますので、いろんな方の意見、年代の意見を伺うためにそのようなやり方を計画してるところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 確かに、私が合併以来、一般質問の中でも2つある施設は1つにする、3つある施設は1つにするというようなことは行政としてするべきではないかと。そこには利用される方々の意見ばかりを聞いておけば、まさにそれは行政としてその施設を統合することは

なかなか難しいと言ってきましたけども、ただこのコミュニティバスに関しては高齢者の方々のためのコミュニティバス、その考えで僕はいいのかなと思いますけども、いま一度、町長にお聞きしたいと思います。困ってる方々のための政策でございます。しっかりと困ってる皆さん方の意見をどうやって町政に反映させるかが大事だと思いますので、僕は無作為よりも全戸であるならば全戸取るべきではなかろうかと思いますけども、町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 今申し上げましたように現在は、全世帯の無作為抽出の予定としております。やり方については再度、まちづくり推進課と協議を行い、皆さんの御意見が聞けるようなやり方でアンケート調査を実施したいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 町長すみませんね、ただこの今まで、町長も知ってらっしゃるでしょ、私が議場の一般質問の中でやっぱり行政として2つある施設は1つにしなければ、行政運営は成り立っていかないということは重々私はそれをずっと言ってきました。しかしながら、このコミュニティバスに関しては困ってる人たちがいらっしゃるからするわけでございます。困ってない人たちに聞いてもこれは要らないということです。要らないと言われたからならしないんですかということになってしまいます、これは。やっぱりどういう思いの中で困ってらっしゃる方がいらっしゃるかをしっかりと行政として反映、お聞きしていただいてそしてしっかりとコミュニティバスの導入に向けて進めていっていただきたいと思います。いま一度、御答弁をお願いしたいと思いますけどもよろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

当然、御利用される高齢者の皆様方の御意見も必要となりますが、その御家族の方、または子供さんとか例えば小中学生がどう考えてるかというのにも必要な意見だと認識しております。この辺の抽出の方法についてはまちづくり推進課とさらに議論したいと思います。

1点だけ、乗り合いタクシーとコミュニティバスについてですが、乗降場所のお話をさせていただきます。よかですかね。

○議長（高木洋一郎君） どうぞ。

○町長（石原佳幸君） 乗り合いタクシーについては、現在、基本的に自宅までお迎えが行くこととなります。コミュニティバスを導入いたしますとバス停の設置となります。高齢者の御利用される方については御自宅からバス停まで歩かれる必要も出てくるということが考えられます。これについては、利用の中心でございます高齢者の皆様の利用の目的や形態などの情報分析を行いまして、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） まさにそのバス停を造ることによって、今までのような産交バスさんがありましたバス停であるならば、それは乗り合いタクシーのほうがいいと思います。しかしながら、今回のコミュニティバスはきめ細かなバス停を設けることによって、押し車等で行けるような範囲の中のバス停を造っていただきたいと思ってます。そこもしっかりと今後導入に向けて、議会にも説明していただいてしっかりと進めていっていただければと思います。

先ほどそのところは、コミュニティバスに対しては、つきましては今の私の提言で終わらせていただきます。

乗り合いタクシーに関しましては、やっぱり前回の6月の定例会のとき、やっぱりこちらの菊水の皆さん方のお話を聞きますと、やっぱり県北病院まで行きたいねと、三加和地区に関しては山側の市立病院じゃありませんでした、何だったですかね、今。市民病院か、市民病院まで行けることできないのかとか坂本病院に行くことできないのかとか、大牟田のほうの済生会まで行けることはできないのかとかいうことすごく聞いてました。ただ、コミュニティバスではそれは網羅することはできないと僕も思ってます。ただ、この乗り合いタクシーをそこまで拡充するということは僕はすばらしいことだなと思ってました。まだいつの段階でそれが、町長の思いが達成することができるとかって思ってるのかできるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） 御質問にお答えしたいと思います。

あいのりくんの町外相互乗り入れの件だと思います。バス路線の統廃合によって、特に三加和地域の路線のほうで2つから1つに統合されたというところで、旧春富校区の住民の皆様方、あと岩地区の皆様方、特にあそこが非常に不便になったというところの状況を鑑みまして、その地域の方々に対しては、春富校区につきましては南関町までどうにかバス停までつなぐという手法の町外乗り入れです。岩地区のほうは山鹿のほうに向かう路線がないというところで、山鹿にバス停までつなぐ手だてを考えるとという基本的な考えの拡充でございます。

そこまで御案内すると、次のバス停でまたバスに乗っていただいて移動できるというところの手だてでございますので、一応その内容を山鹿市、南関町のほうに7月14日だったと思いますが、担当が出向きまして相互の乗り入れをしたいという御提案を申し上げました。あと、九州産交とあと山鹿タクシーさんにも出向いて、町外相互乗り入れをしたいという要望をさしあげまして、大筋認めていただいております。

これから先、微調整がありますので何とか新年度に向かって新年度では何とか乗れるように、町外まで行けるように検討といいますか協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 今のお話を聞きますと、神尾地区と春富地区だけがその対応をするというような答弁にお聞きしましたが、もう一度そのところで答弁を求めたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） 御質問にお答えします。

校区、今2つ言いました校区、より行けるようにという体制です。全校区行けるようにはなりますが、特にその空白地帯になったところの住民の方を考えてという基本があります。全校区、三加和地区の方は行けるようにはしていきたいと思っております。

○議長（高木洋一郎君） 坂口課長、今の蒲池議員の質問は春富地区と岩地区の人は町外またいで行けるように考えてらっしゃるけれども、ほかの校区、地域の人はどうなんだという質問ですので。

休憩します。

休憩 午後・時・分

再開 午後・時・分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） 大変失礼いたしました。先ほど申し上げた内容は、一番最初が今進めてる内容です。これから先いろんな事業がありまして、お声があったりまた路線がこれから先も廃止される可能性もありますので、その状況を見ながら見定めて拡充をしていきたいと。まずは春富校区の住民の方々と岩のほうを先に町外乗り入れの仕組みをつくりまして、その後、拡充していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 分かったような分からないよう、ただ私が言いたいのはせっかくそこまで町民の皆さん方の、特に高齢者の皆様方が使い勝手がいいようにしてやることは行政として僕は当たり前だと思うし、我々もそれに対して、予算に対して承認することは当たり前だと思っています。何といっても和水町の礎を築いていただいた高齢者の皆様方、病気になられて困ってる皆さん方に対して厚い手を差し伸べていくことは、我々としては当たり前のことだと思いますので、路線バスがもしかしたらですよ、町外、和水から町外に出ます、そのバスはそこまで来てますから病院は県北病院はもうちょっとあと5キロ先だなというときに、そこで止まるとはどうなんですかね、どう思います、坂口課長。それじゃなくても、そこまで行くなら乗り入れまでオーケー

一にさせていただきたいと思います。

今後、いろんな協議をしていく中で多分大変だと思いますけども、私でもそこまで行ってあと5キロ先のところでどこは路線バスが通ってるからそこは乗り換えて行かんといかんですよって、足の痛かとこれ腰は痛かとこれ、僕はやっぱそこは優しくないなと思うんですよ。ですので、やっぱそこら辺はしっかりと協議をしていただいて、やっぱりいい発案だなと思いました。乗り合いタクシーの町外乗り入れは、僕はすばらしい政策だと思います。何としてもこれに向けて、執行部として取り組んでいただきたいと思います。そこに関していま一度、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず1点だけ、公共交通につきましてはうちのあいのりくんのほかに民間事業者の路線バス、それとタクシー業者がございます。基本的には、民間を圧迫することになりかねますので、路線バスが走っている区間については乗り入れ等ができないというルールに現在なってます。

先ほどの例で申し上げますと、県北病院には例えばエタの四つ角から県北病院に行くバスがありますので、基本的には乗り入れができないという考え方です。逆に今回、三加和地区の2路線を1路線に統合しておりますので、先ほど課長が申し上げましたように春富地区、それと岩地区の方々についてはこれまではバスで行けたのに、一回、総合支所まで行ってそこから乗り換えていかなんという状況なので、今回、山鹿南関線、山鹿市、南関町、和水町の1市2町でそういった協議を今始めているところですので、もちろん利用される方の利便性も十分検討してまいった上で計画してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 町長は、職員のところから携わっておられましたのでその部分は分かれていると、だからそういう答弁が出ると思ってます。ただ、我々政治家はできないことをどうしたらしてやれることができるかを私は今の町長に求めていきたいと思ってます。ですので、やっぱできないことを政治の力で、町長の力でしてやるこそがやっぱり町長に思いをはせた町民の皆さんの町長になられた、清き1票を頂いた町長に託された皆さん方に対する私は町長の役目ではなかろうかと。そこには我々議員もしっかりと、できないことをどうしたら困ってる皆さん方のために御提案していくのが我々議員としての責務ではなかろうかと思ってます。

確かに、先ほども言いましたけども役場職員の間でしっかりと仕事に携わって頑張ってもらったのを私は見てます。そのことも踏まえて、しっかりと町民の皆さん方の思いに答えていただけてますようお願い申し上げ、次の質問に行かさせていただきます。

それでは、ふるさと納税の今後の見込み、運用についてということで1回目の答弁をいただきました。今年は8億円ぐらいを今見込んでるということで、ただまだ政策に対しては今のところ

は考えてないということでありました。

まず最初に、今ふるさと納税の今まで頂いた中で基金を今項目を設けて積立てをしてたと思いますけども、それについての基金の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） 御質問にお答えしたいと思います。

今現在、6億円弱積み立てておりまして、町長一任とあとおでかけ交通事業とあと金栗懸賞事業、3つありまして、おでかけ交通と金栗顕彰事業が特定財源といいますか、それに使うというところでございます。

おでかけ交通基金のほうは4,200万円程度と金栗顕彰事業のほうは7,000万円程度残っております。町長一任のほうで使える費用は5億円弱ということです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 金栗顕彰事業今7億円ありますよね、今回、議会のほうでも銅像の設置の要望が上がっておりました。今日お聞きしますと、議会としても採択したということでございます。本日、その会長であります小山さんもお見えでございますけども、しっかりと議会としてもそれに対して採択をしております。7,000万円のお金を有意義に使うことは必要でございます。ただただ、金栗四三先生顕彰事業の中で金栗先生が今まで果たした思い等を踏まえると、これはすることは当たり前だと思いますけども町長を考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

今申し上げましたように金栗顕彰事業のほうで7,000万円の基金となっております。顕彰会のほうから銅像の設置、確認しております。銅像の設置に合わせて金栗生家のほうにたくさんのお客様さんに足を運んでいただけるようなメニューも併せて提示していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 建設するということで今の答弁なんですかね、ちょっと再度お聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 銅像につきましては、私もいろいろ調査ということで先日、新玉名駅と玉名高校のほうをお邪魔して、現在の銅像のほうを確認させていただきました。銅像を契機に、

それをきっかけにたくさんの来場者がお越しいただけるように、先ほど申し上げましたが銅像以外にもたくさんのメニューを、ランニングコースの設置とかそういうのも併せて検討するように社会教育課のほうに指示を出したところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 教育委員会入ってますんで、社会教育課長大丈夫ですかね。

今のお話を聞きますと、町長からしっかりとした指示が出てるということでございます。その金栗先生を思う和水町がどのような取組をするのか、これはやっぱ大事な事業でございます。社会教育課長も4月からなられてまだ期間がありませんけども、そういう思いは分かってらっしゃると思いますのでどのような進め方をするのか、今進んでるのか、そこまでお答えができればと思いますけども、御答弁お願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） ありがとうございます。金栗先生のチョウソを兼ねたところで・・・には3つの計画がありまして、・・・整地づくり、そうすると精神教えの継承、そうすると都市市民との交流の促進というような3つの基本がございまして、それを基に今後、単独というとは難しゅうございますからですね、地元の住民の方々と協力も得ながらますます発展していくように取り組んでいきたいと思っておりますんで、そういう気持ちでおります。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） いつも小山さんには傍聴して来ていただいておりますけども、多分こういう雰囲気になるかなとは思ってらっしゃらなかったと思ってます。ただ、今日の今の答弁の中で2回にわたって銅像建立に対する要望書がありました。町長もそれは進めるべきだという答弁をいただきました。私からも御礼申し上げます。ありがとうございます。

そして、さらなるランナーの整地、そういうもろもろもしっかりと取り組んでいただけるとうことでございます。

私もあの駐車場に関してはいろいろ、金栗四三生家記念館でしたけども、その当時。駐車場を買うときにいろいろごたごたしました。しっかりとあの駐車場も利活用していただいて、さらなる観光客の皆さん方が金栗先生を思っていていただいて、そして顕彰事業の一助になってくことを御期待申し上げます。

それでは、おでかけ交通の4,200万円、それと今、町長一任が5億円あるということです。ふるさと納税が今年度8億円ということで大体どれぐらいの基金、まだ分からんですかね、分かります。分かるならお答えしていただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介） お答えします。

目標8億円としておりまして、8億円達成できれば半分の4億円は基金として積み立てられる予定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 町長、なかなか町長の公約の中で子育て支援、いろいろ挙げられました。確かに今年度はコロナの対策の国からの助成金の中で生活困窮者に対する給食費無償化の半額助成をされました。それは私も賛成させていただきましたし、まだまだ出生祝い金拡充と言われてますけど、まだまだ出生祝い金の拡充に行かれるのか、もしくは小学校入学時にお祝い金、中学校に上がるときのお祝い金、高校に入学時のお祝い金とかそういうことを目指したほうがいいかなとか、そういう形づくりは今できてるのでしょうか。まだまだ町長は出生祝い金の拡充を目指して考えてらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。それは、なぜ私がこの質問するかというと、あくまでもこの財源の確保としてはふるさと納税が一番だと思う中で関連してると思ってますので質問させていただきます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

出生祝い金につきましては、今議員のお話のとおり各段階に応じたお祝い金というもの検討しておりまして、担当者のほうに近隣の団体、県内の状況等を調査するようにお願いしてるところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 私もいつもいつも話しますが、平成22年に議員になりまして出生祝い金はその当時は1歳から一、二歳はありませんでした。その当時、3歳、4歳、5歳以降になってましたんで、それは当時の坂梨町長に御提案を申し上げて一子、二子そこら辺を助成金の拡充をさせていただきました。

今回は、私は入学時とかそういうときに祝い金を出す方がさらに定住につながるのではないだろうかということと、やっぱりどうしても小学入学時、中学校入学時、高校入学時になるとお金が必要になりますよね。皆さん、子供さん育てられた方がたくさんいらっしゃると思いますので、それを考えたとき、そのときに町として助成するほうが、お祝い金をやるほうが私は理にかなってるのではないだろうかと考えてます。

また保育料の無償化もしっかりと子育て支援の中で選挙の公約の中で訴えられておりますけども、そこに関しては今年度はまず無理としても来年度に向けてはどのような考え方を持ってもら

しゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

子育て支援について幾つかの政策を掲げております。今お話がありましたように出生祝い金の拡充、保育料ゼロから2歳児の無償化、あと給食費の無償化などがございます。

一体的に子育て支援に、単発単発ですのではなくて一体的な子育て支援プランとしてお示しして、たくさんの方々にこの町を選んでいただけるようにしなければというふうに考えております。

先ほどありましたように、今年度のふるさと納税、8億円の目標達成できた際には4億円の基金の積立てができますので、こちらの財源を活用して今申し上げました出生祝い金の拡充、保育料ゼロから2歳児の無償化、給食費の無償化等に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 本当ですね、私、平成22年から議員させていただいてると、先ほどからたびたび申し上げさせていただいてますけども、その当時は80名近く、年間出産していただきました。しかしながら40名まで減りました。これに対して私自身も、やっぱり議員としてどういう提案の仕方がよかったのかなという反省も今してます。町長、しっかりと子育て支援、人口減少、少子高齢化に対する対策をされていく中で、私もこの町長の公約を見た中でわくわくするような思いは持ちました。

私も今回、選挙戦戦う中で言ってることが結構重複してる部分がありました。やっぱりここは徹底的にやっぱりほかの市町村と差別化をもって取り組んでいかなければ、それが先ほどの民間分譲宅地開発補助金もあるし、そこに空き家の解体費用の助成金があるし、それに対しては今後また新築を建てられる場合は、この前の全協の資料の中で民間事業者が参入しやすいよう、農林振興課と連携した農振除外地、地域の拡大に向けた検討とあります。こういうことを踏まえながら、これに取り組んでいかなければ本当に我が町の人口減少に歯止めをかけること、やっぱりそれは喫緊の課題だと思ってます。

その財源として一番有利なのがふるさと納税です。ただ、今回の給食費の半額無償化が、ただただ町民の皆さん方、町外に対するアピールは僕はなっていないと思うんですよ。早めに半額助成の半額助成はこの3年間、町長の任期の間4年間はしますよという打ち出し方をしなければ、ただの今回の給食費の半額無償は生活困窮者だけの皆さん方に補助しただけになる。結果的にはこの和水町がどういう子育て支援の取組をしてるかを、皆さん方はもう、特に子育てしてる皆さん方はどこに住んだら一番子育てができるのか、教育も充実してんのかということとはたびたび見てらっしゃいます。

実は私の娘も今25歳で1子の母でございます。そういうところ、和水町はやっぱりいいよねといふことはよく聞くんですよ。しかしながら、やっぱ家を建てる場所がないと。だから、そこも踏まえて今回、町長いろんな御提案も今までされてますし取り組んでおられます。ただ、私が言いたいのはこのふるさと納税をしっかりとした財源として子育てをしますと、ただ来年じゃないと分かりませんじゃなくて、こういう取組をしますということを早めに議会のほうに打ち出していただいて、議会の承認の中でやっぱり取り組んでいくこそがさらなる人口減少に歯止めがかかるとは思いますけども、町長の見解をお聞きしたいと思います。言ってる意味分かりますよね、町長。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

人口減少、少子高齢化を歯止めをかけるためには、若い方々、若者世代に定住していただくというのが必要だと思います。子育て支援だけではなく、住む場所の確保、働く場所の確保を併せて取り組む必要があると考えております。

先ほども申し上げましたように、ふるさと納税の昨年並みの予測をしておりますので、こちらを財源に使いまして掲げております出生祝い金の拡充、保育料のゼロから2歳児無償化、給食費の無償化について取り組みたい。議会の皆様に御提案をさせていただきまして、来年度から実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） その基金に関しては子育て基金とかそういうことを設けるつもりでいらっしゃるのか、今の町長一任の中の減債基金の中に今入れてるところ、そこをちょっと。

でしょう、そこは子育て支援基金とか、この前も一般質問の中で言わせていただきましたけども、そういう項目を設けていかれるのか、今のままの基金の在り方の中でその子育て支援に対する拡充をしていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 基金を細分化しますと、使いにくくなるという面もございますので、現在の町長一任という形でふるさと納税基金という形で積んでおりますので、名称はそのままで。そちらの財源を有効に活用していきたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） その基金の中には今度のきくすい荘の建設の基金も入ってるわけですよね、ですよね。でしょう、入ってますよね。だから、私が言いたいのは細分化するとなかなかや

やこしくなるとは僕は分かるんですけど、町長が子育て支援にこれだけ重きを持ってらっしゃることに対して、僕は改めて子育て支援基金とか、あんまり設けることは好きではありませんけどもそれに特化していくことによってその中身を、わざわざこの中には1億5,000万円、1億5,000万円、3億円ぐらい確か、トコウの建設基金は充てるということで多分高巢町長時代には説明があったと思います。ですので、そこら辺はしっかりまた精査していただいて分かりやすく、この中の基金をしっかりと子育て支援、少子高齢化対策に充てますよということのほうが、僕はもしかしたらいいのかなと思いますけど、そこは今どうのこうの言うことじゃありませんので、検討していただけるぐらいでいいのかなと思いますけど、御答弁をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

まずふるさと納税なんですけれども、納税していただく際にその目的を選んでいただいて、金栗顕彰、おでかけ交通、町長一任という形でこれまで選んでいただくようにしております。例えば子育て支援というメニューを追加した場合に、納税される方がどれを選ばれるかにもよってくるんで、その項目に応じて基金のメニュー分けをしておりますので基本的には一括で、使い方のほうについてその都度、議員の皆様にご説明さしあげて、基金の利用をしてまいりたいと考えております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 多分基金は関係ないと思うけども、坂口課長。そん中にしっかりと、それには基金を設けることができないんですか、町長一任の中でその子育て支援基金とすることは不可能なんですか。今の答弁を聞きますと、なかなかできないということに僕は受け取りましたけども、できないのかできるのかでもいいですけど御答弁をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの町長の答弁につきましては、ふるさと納税をする場合の、最初はいのりくん、その部分がそこに子育てをつくってしまうとふるさとを応援寄附した中で、そういう意味で答弁がありました。

それから、新たに蒲池議員が質問されたのは新たに基金をつくるのはそれはつくれると思います。しかしながら、今のふるさと納税が年間8億円ぐらいある中で改めて子育てを入れてしまうとそれしか使えなくなりますので、今現在は町長一任でやってるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 僕もそのことに関しては分かります。だけん、今は町長一任だけにして

ますよね、ですよ。それに子育て支援に対する基金の選択される中をつくれということは僕は言ってませんので、あくまでも今のふるさと納税の在り方はそれで僕はいいと思いますけども、基金をつくってそこに見える化をすることによって、この部分で3億円ためた、4億円ためた、これに対する給食費が何千万かありますっていう中でしていく、それに対する町長の任期が3年数か月なので、来年から取り組むので3年間はしますよとか、その基金を充てることは僕はやぶさかじゃないのかなと思ってます。

残り少なくなりました。町長、せっかくここ、僕は高巣町長のときも実は言ったんですけど、やっぱりこのふるさと納税こそがやっぱり町を左右する有意義な財源であるし、町長の公約に対する思いが達成する大事な基金でございます。

こうですので、20億円プロジェクトぐらいやっぱり目標を設けて、このふるさと納税に取り組むべきじゃないだろうかと思いますけども、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間少なくなりました。執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

現在、米、農作物というのがメインになっております。大きく伸ばすためには、やはり加工品とかの展開を図る必要があると考えております。中間事業者、担当課と一緒にやってさらに基金のほう伸びていくように検討していきたいと考えております。

具体的な数字については申し上げられないところです。昨年以上が目標ということになります。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間少なくなりました。ほかに質問はありませんか。

11番 蒲池君

○11番（蒲池恭一君） 本当しっかり頑張っていたらということ、私は本当認めてます。今後も引き続き、やっぱり町発展のために町長には頑張っていたきたいと思いますし、我々議員も町民から負託をいただいた二元代表制の一躍を担う議会議員として、責任と誇りを持って今後も頑張ってまいりたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、蒲池議員の質問を終わります。

○議長（高木洋一郎君） 本日は、これにて閉会といたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後4時51分